福岡大学法科大学院
令和３年度Ｂ日程小論文試験
出題趣旨・採点基準

【出題趣旨】

設問１（30 点）
　読解力・分析力・理解内容即時活用力・文章表現力を測定する趣旨の設問である。
　読解力に基礎を置きつつも比較的単純な計算問題の色彩が相対的に強い「種類の数」を 10 点とし、それ以外の能力を総合的に測定する度合いが相対的に強い「種類ごとの内容と具体例」を 20 点とするが、この配点は一応の目安とする。

設問２
（１）（20 点）
　読解力・分析力・理解内容即時活用力・文章表現力を測定する趣旨の設問である。設問１と比較し、文章のより広い範囲での能力の測定に意を注いだ設問である。
　「結論」に 10 点とし、「理由」に 10 点とするが、この配点は一応の目安とする。

（２）（10 点）
　説得的かつ論理的文章作成能力や分かり易い文章の作成能力を測定する趣旨の設問である。

＜基本とする評価段階＞

基本とする評価段階		60 点満点	設問１（30 点）	設問２（１）（20 点）	設問２（２）（10 点）
S	（きわめて優れている）	55 点以上	28 点以上	18 点以上	9 点以上
A	（優れている）	50 点	26 点	16 点	8 点
B+	（平均的レベルをやや上回る）	40 点	20 点	13 点	7 点
B	**（平均的レベルである）**	**30 点**	**15 点**	**10 点**	**5 点**
B -	（平均的レベルをやや下回る）	25 点	13 点	8 点	4 点
C	（やや劣る）	15 点	7 点	5 点	3 点
D	（劣る）	5 点	3 点	1 点	1 点
F	（入学を認めることに問題ある）	0 点	0 点	0 点	0 点

【採点基準】

設問１（30 点）
（10 点目安部分＝分類の種類数）
　交叉イトコ婚に関連して説明された「交叉イトコ」から始まり、これに対比される「平行イトコ」による上位概念を把握後、「さらに」として、言わば、下位概念として説明される「母方」と「父方」の分類とする概念の相互関係を正確に把握する事により、ここでは、イトコは、結局、２×２の４種類に分類される、と読み取れることが求められた。

（20 点目安部分＝種類ごとの内容と具体例）
　種類は、①交叉・母方のイトコ、②交叉・父方のイトコ、③平行・母方のイトコ、④平行・父方のイトコの４種類である。但し、種類のネーミング自体は（設問からすれば）必要的記載事項ではないし、記載した場合の表現も、これに縛られない。例えば、「①母方交叉イトコ・②父方交叉イトコ・③母方平行イトコ・④父方平行イトコ」でも構わない（交叉か平行かの方が上位にて先に示す方が良いとの意見も有るかも知れないが、「〇〇イトコ」とした「イトコ」まで一気に繋げた表現は、交叉か平行かでのみ用いられている語感からすれば、かかる語感を優先させた種類名も悪くない）。また、４種類の内容に過不足が生じていなければ、上述の順番通りでなくても良い（文章からすれば、上述の①～④の順番が自然とは思われるが）。
　よって、内容と具体例は、例えば、以下の通りである。
　①（交叉・母方のイトコである）「母の兄弟の子ども」の具体例は、自分の母親の弟の子ども、

②（交叉・父方のイトコである）「父の姉妹の子ども」の具体例は、自分の父親の姉の子ども、
③（平行・母方のイトコである）「母の姉妹の子ども」の具体例は、自分の母親の妹の子ども、
④（平行・父方のイトコである）「父の兄弟の子ども」の具体例は、自分の父親の兄の子ども。

設問２
（１）（20 点）
（10 点目安部分＝結論）
原文の【○○○○○○】は、摩擦の最小化、である。
文字数には拘束されないので、内容的に、この事が示されていれば構わない。例えば、文章冒頭の方で、別の表現として「十分に小さくなった摩擦」も出て来るので、その表現、或いは、摩擦を十分に小さくすること、摩擦の極小化、摩擦の減少、摩擦の低減、摩擦削減、摩擦低下、等々の類似表現でもよい。
但し、例えば、「排除の抑制」等の表現の場合、内容的な把握においては致命的ではないとしても、同一段落内の「排除」を用いている点で、「先述した」の部分の読取りが不十分との評価が出来るので、50％の減点とする。

（10 点目安部分＝理由）
この原文６文字（摩擦の最小化）を含む段落の直後の段落では、「社会からいじめをなくすため」に必要なリアリズムの視点として、「そんな」との指示語で直前の６文字が表現する内容を示している。つまり、筆者としては、いじめをなくす注目点として、この６文字を提唱していると言えよう。
他方で、本文章冒頭第２段落にある「十分に小さくなった摩擦は、もはやいじめとは呼ばなくていい」との部分がある。
この２箇所は、その内容として「いじめの存在・不存在」と「いじめと呼べる・呼べない」との表現こそ多少の違いはあれども、その述べている内容は、ほぼ重なると言えよう。
とすれば、いじめと呼べないものである「十分に小さくなった摩擦」こそ、筆者が提唱している社会からいじめをなくすために必要なリアリズムの視点である、と言う事になる。
以上を補強する理由として、冒頭の第１段落・第２段落では、人間が複数集まればグループが出来ることや、人間関係構築の際には摩擦が生じる事が述べられている一方で、この原文６文字（摩擦の最小化）を含む段落と、その直前段落では、人間である限り同質的集団を形成する事やそこから排除される人間が存在する事の不可避性、この排除行為こそがいじめである旨の指摘がなされていて、筆者からすると、人間集団につきものの摩擦や排除行為こそがいじめである事となり、この点でも、本文章における冒頭箇所と原文６文字（摩擦の最小化）を含む箇所とは内容的に密接につながっている事が示されていると読み取れる、との点も指摘できる。

（２）（10 点）
以上の筆者の立場を正確に把握した上で、自己の意見を述べることとなる。
その際、二転三転するような書きぶりよりも、賛否等の結論が明確に示されている書きぶりの方が、分かり易さの点で優れている、と評価される。
そして、自己の意見である以上、いずれの結論であれ、その意見が説得力を帯びるべく、論理的な展開や、分かり易く共感を誘うような具体例などを伴うか否かも採点・評価での着目点となる。
筆者の立場に賛同する意見の場合、なぜ、その立場に共感するのか、について、分かり易く、かつ、説得力を伴う論理的な文章展開、出来れば、筆者の立場を、同質的ないし異質的な観点から補強・補充するような論理や、筆者の文章からは零れ落ちているが、筆者の立場からすれば、筆者も共感してくるであろう様な具体例等が肉付け・追記されていれば、高い評価となる。
例えば、「人間誰しも、つい、周りに流され摩擦や排除のエスカレートに加担する事もあろうが、その歯止めとなる契機としてこの様な具体例が有り、その具体例を構造主義的に再評価してみるとこの様な心構えを持つことが大事であろう」的な書きぶりや、「いきなり、いじめをゼロとする様な荒療治よりは、人間の本質を自覚しつつ無理の無い範囲で少しずつ人間社会に自然に備わっており許容できるレベルの摩擦や排除となる事を目指す斯様な具体的方策があり、こうした方策を自分の身近なところから社会に浸透させていく方が、時間はかかるにせよ、周囲の抵抗や社会との摩擦も少ない分、現実的かつ効果的である」等の書きぶりを想定できる。
筆者の立場と異なる意見の場合、先ずは、その内容である「どの様に筆者と異なるのか」を明確にしているか否か、そのうえで、その内容と整合性が取れたいじめをなくすための方策等についての立場が述べられているのかが、採点・評価の着目点となる。
二次的には、筆者と異なる立場に関する内容自体の説得性・分かり易さ・実効性等も採点・評価における着目点となる。